



発 行 新 潟 県

第 102 号

平成25年12月27日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 68 新潟県スポーツ賞規則の一部を改正する規則(秘書課)
- 69 新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(建築住宅課)

告 示

- 1474 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定(福祉保健課)
- 1475 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届(福祉保健課)
- 1476 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届(福祉保健課)
- 1477 救急病院等からの申出事項変更届 (医務薬事課)
- 1478 新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例別表中の当該試験等に要する費用の額等を考慮して知事が 別に定める額の一部改正(産業振興課)
- 1479 新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則別表中の当該機械器具に要する費用の額等を考慮して 別に定める額の一部改正(産業振興課)
- 1480 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 1481 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 1482 国土調査の成果認証(農村環境課)
- 1483 公共測量の実施通知(監理課)
- 1484 道路の区域変更(道路管理課)
- 1485 道路の供用開始(道路管理課)
- 1486 道路の区域変更(道路管理課)
- 1487 道路の供用開始(道路管理課)
- 1488 道路の区域変更(道路管理課)
- 1489 道路の供用開始(道路管理課)
- 1490 道路の区域変更(道路管理課)
- 1491 道路の区域変更(道路管理課)
- 1492 道路の区域変更(道路管理課)
- 1493 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立(河川管理課)
- 1494 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 1495 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)

公 告

決算の公表 (財政課)

- 一般競争入札の中止(出納局会計検査課)
- 一般競争入札の実施(出納局会計検査課)

病院局公告

一般競争入札の実施 (病院局総務課)

選挙管理委員会告示

77 政治団体の収支報告書の訂正報告(選挙管理委員会)

公安委員会告示

- 121 技能検定員審査 (運転免許センター)
- 122 教習指導員審査(運転免許センター)

規則

新潟県スポーツ賞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第68号

新潟県スポーツ賞規則の一部を改正する規則

新潟県スポーツ賞規則(平成3年新潟県規則第72号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条を加える。

改 正 後		改	正	前
第5条 (略)	第5条	(略)		
<u>(欠格条項)</u>				
第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当するも				
のについては、表彰を行わないものとする。				
(1) 罰金以上の刑に処せられた者。ただし、刑の				
<u>言渡しの効力が失われたものとされた者及び道</u>				
路交通法(昭和35年法律第105号)又は自動車				
の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法				
律第145号)の規定に違反して罰金の刑に処せ				
<u>られた者を除く。</u>				
(2) 破産者で復権を得ないもの				
<u>第7条</u> (略)	<u>第6条</u>	(略)		

附則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第69号

新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県営住宅条例施行規則(昭和40年新潟県規則第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後 改 正 前

(入居者の資格)

第1条の15 (略)

2 条例第6条第2項に規定する規則で定める特に 居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のい ずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は 精神上著しい障害があるために常時の介護を必要 とし、かつ、居宅においてこれを受けることがで きず、又は受けることが困難であると認められる 者を除く。

 $(1) \sim (3)$ (略)

- (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等 に関する法律(平成13年法律第31号。以下この 号において「法」という。)第1条第2項に規定 する被害者又は法第28条の2に規定する関係に ある相手からの暴力を受けた者であつて、次の いずれかに該当するもの
 - ア 法第3条第3項第3号<u>(</u>法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は法第5条<u>(</u>法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 法第10条第1項<u>(法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)</u>の規定により 裁判所がした命令の申立てを行つた者であつ て、当該命令がその効力を生じた日から起算 して5年を経過していないもの

(5) (略)

3 • 4 (略)

(優先的な入居者の決定)

- 第6条 条例第10条第4項に規定する規則で定める 速やかに県営住宅に入居することが必要であると 認められる者は、次の各号のいずれかに該当する 者とする。
 - (1) \sim (8) (略)
 - (9) 次のいずれかに該当する者
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 等に関する法律(以下この号において「法」 という。)第3条第3項第3号(法第28条の2

(入居者の資格)

第1条の15 (略)

2 条例第6条第2項に規定する規則で定める特に 居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は 精神上著しい障害があるために常時の介護を必要 とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる 者を除く。

(1) \sim (3) (略)

- (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に 関する法律 (平成13年法律第31号。以下この号 において「法」という。)第1条第2項に規定す る被害者であつて、次のいずれかに該当するも
 - ア 法第3条第3項第3号の規定による一時保 護又は法第5条の規定による保護が終了した 日から起算して5年を経過していない者
 - イ 法第10条第1項の規定により裁判所がした 命令の申立てを行つた者であつて、当該命令 がその効力を生じた日から起算して5年を経 過していないもの

(5) (略)

3 • 4 (略)

(優先的な入居者の決定)

- 第6条 条例第10条第4項に規定する規則で定める 速やかに県営住宅に入居することが必要であると 認められる者は、次の各号のいずれかに該当する 者とする。
 - (1) \sim (8) (略)
 - (9) 次のいずれかに該当する者
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律 (以下この号において「法」と いう。)第3条第3項第3号の規定による一時

において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は法第5条 (法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護若しくは母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 法第10条第1項 <u>(法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)</u>の規定により 裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該 命令がその効力を生じた日から起算して5年 を経過していないもの

(10) · (11) (略)

別表 (第35条関係)

所在市	名	称	使用料	(月額)
(略)				
小千谷市	千谷丿	住宅		3,000円
	元中于	子住宅	(略)	
	(略)			
(略)			•	

保護又は法第5条の規定による保護若しくは 母子生活支援施設による保護が終了した日か ら起算して5年を経過していない者

イ 法第10条第1項の規定により裁判所がした 命令の申立てを行つた者で当該命令がその効 力を生じた日から起算して5年を経過してい ないもの

(10) • (11) (略)

別表 (第35条関係)

			T	
所在市	名	称	使用料	(月額)
(略)				
小千谷市				
	元中 =	子住宅	(略)	
	(略)			
(略)				
	小千谷市	(略) 小千谷市 元中 ⁻ (略)	(略) 小千谷市 元中子住宅 (略)	(略) 小千谷市 元中子住宅 (略) (略)

附 則

この規則中別表の改正は平成26年4月1日から、その他の改正は平成26年1月3日から施行する。

告示

◎新潟県告示第1474号

生活保護法(昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年12月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービ	指定年月日
	の所在地			スの種類	
株式会社ファーマ	東京都世田谷	さかえ調剤薬局	三条市新堀1305-	居宅療養管理	H25. 11. 1
みらい	区代沢五丁目		5	指導	
	2番1号				
株式会社ファーマ	東京都世田谷	さかえ調剤薬局	三条市新堀1305-	介護予防居宅	H25. 11. 1
みらい	区代沢五丁目		5	療養管理指導	
	2番1号				
株式会社ファーマ	東京都世田谷	全快堂薬局加茂店	加茂市番田1467	居宅療養管理	H25. 11. 1
みらい	区代沢五丁目			指導	
	2番1号				
株式会社ファーマ	東京都世田谷	全快堂薬局加茂店	加茂市番田1467	介護予防居宅	H25. 11. 1
みらい	区代沢五丁目			療養管理指導	
	2番1号				

株式会社ファーマ	東京都世田谷	全快堂薬局柳町店	加茂市柳町2-5	居宅療養管理	H25. 11. 1
みらい	区代沢五丁目		-8	指導	
	2番1号	A 11 -11 -11 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -		6 - W	
株式会社ファーマ	東京都世田谷	全快堂薬局柳町店	加茂市柳町2-5	介護予防居宅	H25. 11. 1
みらい	区代沢五丁目		-8	療養管理指導	
	2番1号				
株式会社ファーマ	東京都世田谷	あさひ薬局加茂店	加茂市青海町2丁	居宅療養管理	H25. 11. 1
みらい	区代沢五丁目		目11番8号	指導	
	2番1号				
株式会社ファーマ	東京都世田谷	あさひ薬局加茂店	加茂市青海町2丁	介護予防居宅	H25. 11. 1
みらい	区代沢五丁目		目11番8号	療養管理指導	
	2番1号				
株式会社ファーマ	東京都世田谷	新富町調剤薬局	新発田市新富町1	居宅療養管理	H25. 11. 1
みらい	区代沢五丁目		丁目619-1	指導	
	2番1号				
株式会社ファーマ	東京都世田谷	新富町調剤薬局	新発田市新富町1	介護予防居宅	H25. 11. 1
みらい	区代沢五丁目		丁目619-1	療養管理指導	
	2番1号				
株式会社ファーマ	東京都世田谷	全快堂薬局新栄店	新発田市新栄町1	居宅療養管理	H25.11.1
みらい	区代沢五丁目		-2 - 22	指導	
	2番1号				
株式会社ファーマ	東京都世田谷	全快堂薬局新栄店	新発田市新栄町1	介護予防居宅	H25. 11. 1
みらい	区代沢五丁目		-2 - 22	療養管理指導	
	2番1号				
株式会社ファーマ	東京都世田谷	おくやま調剤薬局	新発田市新栄町1	居宅療養管理	H25. 11. 1
みらい	区代沢五丁目		-6 - 16	指導	
	2番1号				
株式会社ファーマ	東京都世田谷	おくやま調剤薬局	新発田市新栄町1	介護予防居宅	H25. 11. 1
みらい	区代沢五丁目		-6 - 16	療養管理指導	
	2番1号				
株式会社ファーマ	東京都世田谷	全快堂薬局新発田	新発田市本町1-	居宅療養管理	H25. 11. 1
みらい	区代沢五丁目	店	16-8	指導	
	2番1号				
株式会社ファーマ	東京都世田谷	全快堂薬局新発田	新発田市本町1-	介護予防居宅	H25.11.1
みらい	区代沢五丁目	店	16-8	療養管理指導	
	2番1号				
株式会社ファーマ	東京都世田谷	中央薬局新発田店	新発田市本町1丁	居宅療養管理	H25. 11. 1
みらい	区代沢五丁目		目16番7号	指導	
	2番1号				
株式会社ファーマ	東京都世田谷	中央薬局新発田店	新発田市本町1丁	介護予防居宅	H25. 11. 1
みらい	区代沢五丁目		目16番7号	療養管理指導	
	2番1号				
株式会社ファーマ	東京都世田谷	三日市薬局	新発田市三日市605	居宅療養管理	H25. 11. 1
みらい	区代沢五丁目		-4	指導	
	2番1号				
株式会社ファーマ	東京都世田谷	三日市薬局	新発田市三日市605	介護予防居宅	H25. 11. 1
みらい	区代沢五丁目		-4	療養管理指導	
	2番1号				

5

新

澙

県

報

株式会社ファーマ	東京都世田谷	五十公野薬局	新発田市五十公野	居宅療養管理	H25, 11, 1
みらい	区代沢五丁目		6804	指導	
0,40,4.			0004	1月14	
	2番1号				
株式会社ファーマ	東京都世田谷	五十公野薬局	新発田市五十公野	介護予防居宅	H25. 11. 1
みらい	区代沢五丁目		6804	療養管理指導	
	2番1号				
株式会社ファーマ	東京都世田谷	大手町薬局	上越市大手町6番	居宅療養管理	H25.11.1
みらい	区代沢五丁目		3号	指導	
	2番1号				
株式会社ファーマ	東京都世田谷	大手町薬局	上越市大手町6番	介護予防居宅	H25. 11. 1
みらい	区代沢五丁目		3号	療養管理指導	
	2番1号				
株式会社ファーマ	東京都世田谷	はまなす調剤薬局	上越市柿崎区柿崎	居宅療養管理	H25. 11. 1
みらい	区代沢五丁目		6411 — 1	指導	
	2番1号				
株式会社ファーマ	東京都世田谷	はまなす調剤薬局	上越市柿崎区柿崎	介護予防居宅	H25. 11. 1
みらい	区代沢五丁目		6411 - 1	療養管理指導	
	2番1号				
株式会社ファーマ	東京都世田谷	みらいとよば薬局	上越市とよば4番	居宅療養管理	H25. 11. 1
みらい	区代沢五丁目		地	指導	
	2番1号				
株式会社ファーマ	東京都世田谷	みらいとよば薬局	上越市とよば4番	介護予防居宅	H25. 11. 1
みらい	区代沢五丁目		地	療養管理指導	
	2番1号				
	·		l .	l	l .

◎新潟県告示第1475号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年12月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更	変更年月日	
		旧	新	
まいらいふ吉田	燕市吉田旭町四丁目 5番21号	まいらいふ	まいらいふ吉田	Н20. 12. 1
		西蒲原郡吉田町旭町四丁目460番3号	燕市吉田旭町四丁目 5番21号	H18. 3. 20

◎新潟県告示第1476号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年12月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在 地	廃止したサービ スの種類	廃止年月日
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目 5番地13Yビル1階	さかえ調剤薬局	三条市新堀1305-5	居宅療養管理指導	H25. 10. 31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目 5番地13Yビル1階	さかえ調剤薬局	三条市新堀1305-5	介護予防居宅療 養管理指導	H25. 10. 31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目 5番地13Yビル1階	全快堂薬局加茂 店	加茂市番田 1467	居宅療養管理指導	H25. 10. 31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目 5番地13Yビル1階	全快堂薬局加茂 店	加茂市番田 1467	介護予防居宅療 養管理指導	H25. 10. 31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目 5番地13Yビル1階	全快堂薬局柳町 店	加茂市柳町2 -5-8	居宅療養管理指導	H25. 10. 31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目 5番地13Yビル1階	全快堂薬局柳町 店	加茂市柳町2 -5-8	介護予防居宅療 養管理指導	H25. 10. 31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目 5番地13Yビル1階	あさひ薬局加茂店	加茂市青海町 2丁目11番8 号	居宅療養管理指導	H25. 10. 31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目 5番地13Yビル1階	あさひ薬局加茂店	加茂市青海町 2丁目11番8 号	介護予防居宅療 養管理指導	H25. 10. 31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目 5番地13Yビル1階	新富町調剤薬局	新発田市新富町1-1-4	居宅療養管理指導	H25. 10. 31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目 5番地13Yビル1階	新富町調剤薬局	新発田市新富町1-1-4	介護予防居宅療 養管理指導	H25. 10. 31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目 5番地13Yビル1階	全快堂薬局新栄 店	新発田市新栄 町1-2-22	居宅療養管理指導	H25. 10. 31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目 5番地13Yビル1階	全快堂薬局新栄 店	新発田市新栄 町1-2-22	介護予防居宅療 養管理指導	H25. 10. 31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目 5番地13Yビル1階	おくやま調剤薬局	新発田市新栄 町1-6-16	居宅療養管理指導	H25. 10. 31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目 5番地13Yビル1階	おくやま調剤薬局	新発田市新栄 町1-6-16	介護予防居宅療 養管理指導	H25. 10. 31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目 5番地13Yビル1階	全快堂薬局新発 田店	新発田市本町 1-16-8	居宅療養管理指導	H25. 10. 31

株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目 5番地13Yビル1階	全快堂薬局新発 田店	新発田市本町 1-16-8	介護予防居宅療 養管理指導	H25. 10. 31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目	中央薬局新発田	新発田市本町	居宅療養管理指	H25. 10. 31
	5番地13Yビル1階	店	1丁目16番7 号	導	
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目 5番地13Yビル1階	中央薬局新発田 店	新発田市本町 1丁目16番7 号	介護予防居宅療 養管理指導	H25. 10. 31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目 5番地13Yビル1階	三日市薬局	新発田市三日 市605-4	居宅療養管理指導	H25. 10. 31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目 5番地13Yビル1階	三日市薬局	新発田市三日 市605-4	介護予防居宅療 養管理指導	H25. 10. 31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目 5番地13Yビル1階	五十公野薬局	新発田市五十 公野6804	居宅療養管理指導	H25. 10. 31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目 5番地13Yビル1階	五十公野薬局	新発田市五十 公野6804	介護予防居宅療 養管理指導	H25. 10. 31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目 5番地13Yビル1階	大手町薬局	上越市大手町6番3号	居宅療養管理指導	H25. 10. 31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目 5番地13Yビル1階	大手町薬局	上越市大手町6番3号	介護予防居宅療 養管理指導	H25. 10. 31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目 5番地13Yビル1階	みらいとよば薬局	上越市とよば 4番地	居宅療養管理指 導	H25. 10. 31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目 5番地13Yビル1階	みらいとよば薬局	上越市とよば 4番地	介護予防居宅療 養管理指導	H25. 10. 31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目 5番地13Yビル1階	はまなす調剤薬局	上越市柿崎区 柿崎6411-1	居宅療養管理指導	H25. 10. 31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目 5番地13Yビル1階	はまなす調剤薬局	上越市柿崎区 柿崎6411-1	介護予防居宅療 養管理指導	H25. 10. 31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目 5番地13Yビル1階	全快堂薬局五泉 店	五泉市南本町 1-5-2	居宅療養管理指 導	H25. 10. 31
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目 5番地13Yビル1階	全快堂薬局五泉 店	五泉市南本町 1-5-2	介護予防居宅療 養管理指導	H25. 10. 31

1.1 5 6 11 >	district from the control of the con		- 4 L. L -		
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目	みらいぼたん薬局	五泉市太田2	居宅療養管理指	H25. 10. 31
	5番地13Yビル1階		-6 - 44	導	
# 一		7.といばた) 本日	工自士士用 6	人类又吐尼克库	1105 10 01
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目	みらいぼたん薬局	五泉市太田2	介護予防居宅療	H25. 10. 31
	5番地13Yビル1階		-6 - 44	養管理指導	
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目	ひまわり薬局	妙高市大字田	居宅療養管理指	H25. 10. 31
	5番地13Yビル1階		□ 144	導	
	о <u>н</u> летот е / г т р			11	
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目	ひまわり薬局	妙高市大字田	介護予防居宅療	H25. 10. 31
	5番地13Yビル1階		□ 144	養管理指導	
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目	中央薬局西長岡	長岡市鉄工町	居宅療養管理指	H25. 10. 31
水丸五江からい					1120. 10. 51
	5番地13Yビル1階	店	1丁目1番41	導	
			号		
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目	中央薬局西長岡	長岡市鉄工町	介護予防居宅療	H25. 10. 31
	5番地13Yビル1階	店	1丁目1番41	養管理指導	
	0 H 20101 0 / 1 H	714	号	文 目 ·工 II · ·	
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目	中央薬局栃尾店	長岡市栄町2	居宅療養管理指	H25. 10. 31
	5番地13Yビル1階		丁目1番45号	導	
株式会社みらい	新潟市西区平島3丁目	中央薬局栃尾店	長岡市栄町2		H25, 10, 31
小人五年かりい		17 大米川州北泊			1120. 10. 31
	5番地13Yビル1階		丁目1番45号	養管理指導	
		ı			

◎新潟県告示第1477号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する次の救急病院から、申出事項を変更す る旨の届出があった。

平成25年12月27日

新潟県知事 泉田 裕 彦

名 称			変更事項	変更年月日
上越総合病院	所在	変更後	上越市大道福田616番地	平成25年12月7日
	地	変更前	上越市大道福田148番地1	

◎新潟県告示第1478号

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例別表中の当該試験等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定め る額(平成23年4月新潟県告示第471号)の一部を次のように改正し、平成26年1月4日から実施する。

平成25年12月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後 部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

	改	正	後			改	正	前	
新潟県工	業技術総合	研究所手	数料徴収条例	(昭和	新潟県工	業技術総	合研究所手	数料徴収条例	(昭和

48年新潟県条例第14号) 別表中の当該試験等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額は、<u>次</u>の各号の定めるところによる。

- (1)雑音端子電圧、伝導妨害波又は雑音電力の測定(電波暗室(登録)を使用する場合)8,120円
- (2) <u>放射電界強度の測定(電波暗室(登録)を使</u> 用する場合) 8,120円
- (3) 超微小硬さ試験 2,390円
- (4) <u>イミュニティ試験又は耐ノイズ試験(電波暗</u>室(登録)を使用する場合) 8,120円

48年新潟県条例第14号) 別表中の当該試験等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額は、 8,120円とする。

◎新潟県告示第1479号

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則別表中の当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額(平成23年4月新潟県告示第472号)の一部を次のように改正し、平成26年1月4日から実施する。

平成25年12月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則	新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則
(昭和48年新潟県規則第17号)別表中の当該機械器	(昭和48年新潟県規則第17号)別表中の当該機械器
具に要する費用の額等を考慮して別に定める額は、	具に要する費用の額等を考慮して別に定める額は、
次の各号の定めるところによる。	次の各号の定めるところによる。
(1) \sim (28) (略)	(1) \sim (28) (略)
<u>(29)</u> 薄膜硬度計 <u>1,310円</u>	

◎新潟県告示第1480号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営太 斎地区区画整理(ほ場整備「担い手育成型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。 平成25年12月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
 - 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
 - 平成26年1月6日から平成25年2月3日まで
- 3 縦覧に供する場所
 - 新発田市役所加治川庁舎
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1481号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(ほ場整備「担い手育成型」) 事業に係る換地計画を定めたので、平成26年1月6日から平成26年2月3日まで関係書類を次のとおり縦覧に供 する。

平成25年12月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	太斎	換地計画書の写し	新発田市役所加治川庁舎

- 1 この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15 日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- 2 この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1482号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 平成25年12月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
糸魚川市	糸魚川市の地籍図及び地籍簿 大字鬼伏の一部

認証年月日

平成25年12月18日

◎新潟県告示第1483号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年12月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(街区多角点No.30A61及びNo.30A62の復旧)
- 2 作業期間 平成25年9月20日から平成25年12月27日まで
- 3 作業地域 新潟市東区中野山6丁目及び7丁目 地内

◎新潟県告示第1484号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成25年12月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 460号
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
新発田市富塚町二丁目766番1から	新	28.0~36.0メートル	135.8メートル
同市富塚町二丁目826番1まで	旧	28.0~28.0メートル	135.8メートル

備考 路線の重用

全区間県道住吉上館線と重用

報

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 住吉上館線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
新発田市富塚町二丁目766番1から	新	28.0~36.0メートル	135.8メートル
同市富塚町二丁目826番1まで	IΒ	28.0~28.0メートル	135.8メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道460号と重用

◎新潟県告示第1485号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成25年12月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 460号
- 2 供用開始の区間

新発田市富塚町二丁目766番1から同市富塚町二丁目826番1まで

3 供用開始の期日 平成25年12月27日

◎新潟県告示第1486号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶 務課において縦覧に供する。

平成25年12月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線 名 新潟五泉間瀬線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷	地	の	幅	員	延	長
五泉市横町三丁目 2129 番 1 から		新	5.8~	-11. ()メー	ートル	,	210.3メート	トル
同市二ツ柳字花立210番2まで		旧	5.8~	-11. ()メー	ートル	,	210.3メート	トル

◎新潟県告示第1487号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶 務課において縦覧に供する。

平成25年12月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 新潟五泉間瀬線
- 2 供用開始の区間

五泉市横町三丁目2129番1から同市二ツ柳字花立210番2まで

3 供用開始の期日 平成25年12月27日

◎新潟県告示第1488号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成25年12月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 291号
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷力	地の	幅	員	延	長
南魚沼市六日町字中島1648	番1から	新	15.5~	18.0>	∀ — ┣,	ル	46.0メートル	
同市坂戸字中島515番1まで	Ĉ.	田	13.5~	18. 0	∀ — ►.	ル	46.0メートル	

◎新潟県告示第1489号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成25年12月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 291号
- 2 供用開始の区間

南魚沼市六日町字中島1648番1から同市坂戸字中島515番1まで

3 供用開始の期日 平成25年12月27日

◎新潟県告示第1490号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成25年12月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷	地	の	幅	員	延	長
上越市浦川原区山印内字影	家ノ下426番1から								
			(A) 7.	4~5	56. 4	メー	トル	4, 846. 3 >	メートル
同市浦川原区虫川字フケ2	286番1まで	新							
上越市浦川原区山印内字》	家ノ下 426 番 1 から								
			(B) 12	2.0~	459	. 0メ	ート	5, 320. 0 >	メートル
同市安塚区松崎字仲沖273	31番1まで		ル						
上越市浦川原区山印内字》	家ノ下 426 番 1 から								
			(A) 7.	4~5	52. 2	メー	トル	4, 965. 9 >	メートル
同市浦川原区虫川字フケ2	286番1まで								
上越市浦川原区山印内字影	家ノ下426番1から								
		旧	(B) 12	2.0~	- 459	. 0メ	ート	5, 320. 0 >	メートル
同市安塚区松崎字仲沖273	31番1まで		ル						

上越市浦川原区山印内字家ノ下 426番1から		
	(C) 7. 4~56. 4メートル	4,846.3メートル
同市浦川原区虫川字フケ286番1まで		

備考1 上記(A)、(B)及び(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

全区間一般国道404号と重用

一部区間県道上越安塚浦川原線、県道柿崎牧線及び県道坊金虫川線と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷	地	の	幅	員	延	長
上越市浦川原区虫川字フケ286	6番1から								
			(A) 7.	4~5	6.4	メー	トル	4,846.3メ	ートル
同市浦川原区山印内字家ノ下の	426番1まで	新							
上越市安塚区松崎字仲沖2731	番1から								
			(B) 12	2.0~	459	. 0メ	ート	5, 320. 0メ	ートル
同市浦川原区山印内字家ノ下の	426番1まで		ル						
上越市浦川原区虫川字フケ 28	6番1から								
			(A) 7.	4~5	52. 2	メー	トル	4, 965. 9メ	ートル
同市浦川原区山印内字家ノ下の	426番1まで								
上越市安塚区松崎字仲沖2731章	番1から								
		旧	(B) 12	2.0~	459	. 0メ	ート	5, 320. 0メ	ートル
同市浦川原区山印内字家ノ下の	426番1まで		ル						
上越市浦川原区虫川字フケ 28	6番1から								
			(C) 7.	4~5	6. 4	メー	トル	4,846.3メ	ートル
同市浦川原区山印内字家ノ下の	426番1まで								

備考1 上記(A)、(B)及び(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

全区間一般国道253号と重用

一部区間県道上越安塚浦川原線、県道柿崎牧線及び県道坊金虫川線と重用

◎新潟県告示第1491号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成25年12月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名上越安塚浦川原線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
上越市浦川原区虫川字フケ 2013 番 1 から			
	新	22.4~22.9メートル	12.1メートル
同市浦川原区虫川字フケ2013番1まで			
上越市浦川原区虫川字フケ2013番1から			
	旧	9.6~34.8メートル	248. 3メートル
同市浦川原区虫川字焼町1687番1まで			

備考1 路線の終点を変更する区域変更

2 路線の重用

全区間県道坊金虫川線と重用

一部区間一般国道253号及び一般国道404号と重用

◎新潟県告示第1492号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

新

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成25年12月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 坊金虫川線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
上越市浦川原区虫川字フケ 2013 番 1 から			
	新	22.4~22.9メートル	12.1メートル
同市浦川原区虫川字フケ2013番1まで			
上越市浦川原区虫川字フケ2013番1から			
	旧	9.6~34.8メートル	248.3メートル
同市浦川原区虫川字焼町1687番1まで			

備考1 路線の終点を変更する区域変更

2 路線の重用

全区間県道上越安塚浦川原線と重用

一部区間一般国道253号及び一般国道404号と重用

◎新潟県告示第1493号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について 次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県長岡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成25年12月27日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 河川の名称
 - 一級河川信濃川水系頭無川
- 2 河川管理施設の名称及び種類

頭無川右岸堤防

3 河川管理施設の位置

見附市田井町字切替1021番地先から

見附市田井町字籠田385番1地先まで

4 管理を行う者の名称及び住所

名称 道路管理者

見附市長 久住 時男

住所 見附市昭和町2丁目1番1号

- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設 又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の付属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるもの(関係図書に法長1メートル 以外の規定をするものは、当該路肩からその法長までの範囲内にあるもの)についての維持
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間

平成25年12月6日から道路の存続する日まで

◎新潟県告示第1494号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年12月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
 - ·種類 糸魚川都市計画道路(糸魚川市決定)
 - ・名称 3・4・6号 奴奈川線
 - 3・5・7号 東仲通り線
 - 3・5・18号 福来口線
 - 3・4・19号 名引山線
 - 3・5・22号 村内名引山線
 - 3・5・24号 名引山2号線
- 2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第1495号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。 平成25年12月27日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 指定道路の種類
 - 第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
 - 平成25年12月16日
- 3 指定道路の位置等

位置	幅員(メートル)	延長(メートル)
佐渡市泉字岩野乙541番6、乙541番3の内	4. 85	27.66

公 告

決算の公表について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により、平成24年度新潟県一般会計歳入歳出決算及び 平成24年度新潟県県債管理特別会計ほか11特別会計の歳入歳出決算を監査委員の意見と併せて次のとおり公表す る。

平成25年12月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 平成24年度新潟県一般会計及び特別会計歳入歳出決算書

平成24年度新潟県一般会計歳入歳出決算書

歳入

	科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
<u> </u>		円	円	円
第1款	<u>県税</u>	226,453,000,000	226,892,313,064	439,313,064
	第1項 県民税	79,062,000,000	79,362,575,720	300,575,720
	第2項 事業税	39,848,000,000	39,897,514,703	49,514,703
	第3項 地方消費税	34,522,000,000	34,522,029,604	29,604
	第4項 不動産取得税	4,625,000,000	4,652,359,900	27,359,900
	第5項 県たばこ税	5,094,000,000	5,094,021,773	21,773
	第6項 ゴルフ場利用税	575,000,000	574,882,378	△ 117,622
	第7項 自動車取得税	4,570,000,000	4,569,613,600	△ 386,400
	第8項 軽油引取税	24,925,000,000	24,976,033,525	51,033,525
	第9項 自動車税	32,870,000,000	32,882,613,715	12,613,715
	第10項 鉱区税	50,000,000	49,617,500	△ 382,500
	第11項 狩猟税	38,000,000	38,341,300	341,300
	第12項 産業廃棄物税	271,000,000	271,123,815	123,815
	第13項 旧法による税	3,000,000	1,585,531	△ 1,414,469
第2款	地方消費税清算金	45,641,000,000	45,640,958,524	△ 41,476
	第1項 地方消費税清算金	45,641,000,000	45,640,958,524	△ 41,476
第3款	地方譲与税	34,622,653,000	34,622,652,982	Δ 18
	第1項 地方法人特別讓与稅	29,551,910,000	29,551,910,000	
	第2項 地方揮発油譲与税	4,734,861,000	4,734,861,000	
	第3項 石油ガス譲与税	324,419,000	324,419,000	
	第4項 航空機燃料讓与稅	11,441,000	11,441,000	
	第5項 地方道路譲与税	22,000	21,982	Δ 18
第4款	地方特例交付金	777,423,000	777,423,000	
213 1 137	第1項 地方特例交付金	777,423,000	777,423,000	
第5款	地方交付税	291,680,168,000	291,680,168,000	
N) O IIV	第1項 地方交付税	291,680,168,000	291,680,168,000	
第6款	交通安全対策特別交付金	631,228,000	631,228,000	
20 0 ₹	第1項 交通安全対策特別交付金	631,228,000	631,228,000	
第7款	<u> </u>	10,901,917,000	8,719,253,178	Δ 2,182,663,822
<i>≯</i> 7 77∧	第1項 分担金	3,351,089,000	2,702,715,433	△ 648,373,567
	<u> </u>	7,550,828,000	6,016,537,745	△ 1,534,290,255
第8款	- 第2頃 - 貝担亚 使用料及び手数料	10,740,648,000	10,738,547,032	Δ 2,100,968
おり秋	第1項 使用料	6,925,365,000	6,974,130,039	48,765,039
		3,815,283,000	3,764,416,993	△ 50,866,007
第9款		260,014,170,000	172,302,341,588	Δ 87,711,828,412
カラ 秋	<u>国库文山亚</u> 第1項 国庫負担金	40,476,434,000	40,456,353,928	△ 20,080,072
		216,463,816,000	129,005,508,719	△ 87,458,307,281
	<u>第2項 国庫補助金</u> 第3項 委託金	1	2,840,478,941	
第10款		3,073,920,000 1,185,349,000		△ 233,441,059
弗 I U 詠			1,233,798,424	48,449,424
		666,801,000	702,440,953	35,639,953
第11款	<u>第2項 財産売払収入</u> 寄附金	518,548,000	531,357,471	12,809,471
<u> </u>		57,464,000	57,680,536	216,536
笠10±m		57,464,000	57,680,536 24.770.104.497	216,536 Δ 4,434,888,503
第12款	繰入金	29,204,993,000		
	第1項 特別会計繰入金	2,101,452,000	1,606,085,083	△ 495,366,917
77 1 0 ± h	第2項 基金繰入金	27,103,541,000	23,164,019,414	△ 3,939,521,586
第13款	諸収入	237,976,901,000	237,360,609,199	Δ 616,291,801
	第1項 延滞金加算金及び過料等	395,018,000	393,290,573	△ 1,727,427
	第2項 利子収入	8,829,000	10,045,797	1,216,797
	第3項 公営企業貸付金収入	21,811,832,000	21,739,832,000	△ 72,000,000
<u> </u>	第4項 貸付金収入	198,050,902,000	198,016,535,046	△ 34,366,954
	第5項 受託事業収入	5,300,929,000	4,316,857,386	△ 984,071,614
	第6項 収益事業収入	3,991,545,000	4,396,122,183	404,577,183
	第7項 利子割精算金収入	3,206,000	3,206,665	665
	第8項 雑入	8,414,640,000	8,484,719,549	70,079,549
第14款	<u> </u>	344,784,000,000	308,868,100,000	△ 35,915,900,000
	第1項 県債	344,784,000,000	308,868,100,000	△ 35,915,900,000
第15款	繰越金	20,883,332,000	20,883,331,602	△ 398
	第1項 繰越金	20,883,332,000	20,883,331,602	△ 398
	歳入合計	1,515,554,246,000	1,385,178,509,626	△ 130,375,736,374

歳出

京北	жщ	科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	 不用額
第1款 議会権 1,392,953,000 1,383,597,678 3,355,3787 3,355,088		1111				円
第28章 第28章 39.871,310,000	第1款		1,392,953,000	1,383,597,679		9,355,321
毎日度 日本日本 日本日本日本 日本日本 日本日本 日本日本 日本日本 日本日本日本 日本日本 日本	第2款				819,198,000	1,078,556,934
第3項 飲計調養費 500,171,000 679,083,15 472,275,09 121,191,40		第1項 政策費	4,201,475,000		45,358,000	93,160,822
単名項 教皇書 7021277000		第2項 総務管理費			773,840,000	842,676,155
第9項 市町村採興所 4,140,580,000 1,232,023,288 3,359,06						
東京県 東学県 2,204,110,000						3,959,617
京京 監査会長者 246,988,000						72,677,015
第3章 展民生活・理教育			, , ,			1,399,775
第3項 展民生活管理費 2,199,575,000 2,102,378,722 33,199,2 第2項 環境合理費 4,231,799,000 2,779,034,858,1 3,88,859,000 34,071,31 第3項 環境合理費 814,411,000 596,885,591 5,631,000 12,094,44 第3月 環境分理費 34,093,700 32,1809,598 2,222,809,500 12,192,402,534 34,033,403,44 第3項 環境分理費 15,009,513,645 19,453,608,175 53,005,47 第3項 保証保費費 15,009,513,645 19,453,608,175 53,005,47 第3項 医指基生費 4,589,359,000 44,794,657,193 2,217,013,000 18,232,7 第3項 医精基生費 4,589,359,000 44,382,167,932 (8,920,000 114,033,7 第3項 保証保健費 4,094,180,000 34,382,167,932 (8,920,000 114,033,7 第3項 保証保健費 4,094,180,000 34,382,167,932 (8,920,000 114,033,7 第3項 保証保健費 4,094,180,000 34,382,167,932 (8,920,000 114,033,7 第3項 保証保健費 1,180,800,000 18,803,7 第3項 保証保健費 1,180,800,000 18,803,7 第3項 保証保健費 1,180,803,5000 18,808,402,400 1,001,103,000 19,403,5 第3項 保証保健費 1,180,803,5000 18,808,402,400 1,001,103,000 19,403,5 第3項 理室審費 1,180,803,5000 18,808,402,400 1,001,103,000 19,049,5 第3項 理室審費 1,124,010,000 12,552,461 1,112,557,461 1,112	空っ却				1 274 224 000	
第2項 防災費 4231.799,000 2.779,024,838 1.388,893,000 84,071,31 第2項 環境全置者 614,411,000 596,685,591 5.631,000 12,094,4 第2項 環境分質者 340,937,000 321,809,598 15,831,000 12,094,4 第2項 環境分質者 156,174,892,000 147,084,657,193 2.217,013,000 873,221,8 第2項 国保 福祉保健 19,509,513,645 19,453,083,175 18,193 2.217,013,000 873,221,8 第2項 国保 福祉保健 40,948,950,000 43,821,67,922 26,920,000 93,333,22 第2項 国保 福祉保健 40,943,195,000 43,821,67,922 26,920,000 13,827,107 第3,333,22 第2項 国保 福祉保健 19,509,513,645 19,453,083,175 19,27 26,920,000 13,827,107 第3,333,22 26,920,000 13,933,107,922 10,51766,000 148,263,7 7,788,865,500 7,712,724,118 18 26,923,7 27,788,865,500 7,712,724,118 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	おい水				1,374,324,000	37,196,278
第4項 環境対策費 340,937,000 221,809,598 191,127,448 360,500 36,003,400,500 36,003,400 36,003,400 36,003,400 36,003,400 36,003,400 36,003,400 36,003,400 36,003,400 36,003,400 36,003,400,400,400,400,400,400,400,400,400		第2項 防災費			1,368,693,000	84,071,362
第5項 廉業物対策管 2,228,806,000 2,192,402,534					5,631,000	12,094,409
第4款 植址保健費 150.74.892.000 147.084.687.193 2.217.013.000 873.221 8 19.5005.13.451 19.5005.13.451 19.453.0601.175 55.908.4 第2項 国保・培社指導費 40.364.890.000 40.271.057.707 93.332.7 第3項 医养薬學費 4.589.399.000 40.271.057.707 15.500.88 19.342.020.792 1.051.766.000 180.271.0 第43項 高給福祉保健費 40.542.150.508 39.342.020.792 1.051.766.000 149.3367.7 第5項 健康対策費 7.788.68.650.000 7.012.724.118 75.800.88 第5項 生活青生費 1.380.6330.000 1.338.000.898 1.22.629.11 18.75.800.88 19.000.898 1.001.103.000 191.048.5						
第1項 福祉保健費 40,364,880,000 40,271,057,707 93,332,22 第3項 医林雄性溶黄 40,364,880,359,000 43,382,167,922 10,51,766,000 180,271,07 第4項 高龄植址健健 40,542,150,508 39,342,020,792 10,51,766,000 180,271,07 第4項 高龄植址健健 40,542,150,508 39,342,020,792 10,51,766,000 180,271,07 第4項 高龄植址健健 13,806,038,000 7.01,274,118 10,51,766,000 182,367,37 第5項 健康対策費 1,280,635,000 18,638,482,490 10,01,103,000 15,262,35 第5項 搜索器費 18,806,635,000 18,638,482,490 10,01,103,000 15,262,35 第5項 第4項 查求器費 12,806,635,000 11,566,555,001 137,224,000 15,520,37 第5数 学能費 12,042,345,000 11,112,557,951 948,787,00	第4款				2.217.013.000	873,221,807
第33項 医発薬事費	213 : 491				_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	55,905,470
第4項 高齢情社保健費 40.542.150.508 33.42.020.792 1.051.766.000 148.368.7. 第5.50 機能対策費 7.088.885.000 7.012.724.118 75.980.88 第6項 生活衛生費 1.380.830.000 1.388.000.898 22.2823.1		第2項 国保·福祉指導費				93,832,293
第5項 健康対策費 7.088.865.000 7.012.724.118 7.59.608 7.60.12.724.118 1.380.03.000 1.388.00.0888 2.2.62.11						180,271,078
第6項 生活信士					1,001,700,000	75,960,882
第7項 障害指記費			1,380,630,000			22,629,102
第1項 労働委員会費						191,049,510
第1項 労働委員会費 127.401.000 126.552.461 846.55 第2項 労政雇用費 9.884.578.000 9.142.014.083 742.563.9 第3項 職業能力開発費 2.050.866.000 1.843.991.407 200.374.51 第6款 産業費 94.272.535,000 83.060.264.178 4.001.000 1.208.274.55 第1項 産業政費 12.885.076.757 12.735.228.555 122.846.22 第2項 産業振興費 1.488.797.689 1.432.803.094 55.994.55 第3項 商業振興費 1.488.797.689 1.432.803.094 55.994.55 第3項 商業振興費 1.6.952.460.369 16.822.723.121 29.737.22 第5項 産業振興費 1.70.907.800 1.880.968.651 4.001.000 18.033.37 第7款 農林水産業費 119.391.888.000 85.105.424.870 33.661.429.000 25.5034.13 第1項 農業総務費 3.393.061.000 3.356.656.112 20.404.818 第3項 農産園芸費 1.378.580.000 4.194.331.148 600.108.000 97.568.81 第3項 農産園芸費 1.378.580.000 1.231.059.679 44.508.000 181.073.33 第4項 産業宣教費 3.833.3134.000 3.751.226.020 81.907.33 第4項 産業宣教費 3.833.3134.000 3.751.226.020 81.907.33 第4項 産業登費 3.833.3134.000 3.751.226.020 81.907.33 第4項 産産業費 8.144.559.000 80.905.153 46.538.8 第5項 食品:滿遊費 2.891.16.000 276.912.874 12.203.12 第6項 畜産業費 8.144.559.000 80.905.153 46.538.8 第7項 水産業費 6.629.187.000 4.514.043.822 2.074.490.000 43.086.65 第10項 農地管理費 2.711.437.000 2.622.699.306 44.911.000 43.826.65 第10項 農地管理費 2.741.437.000 1.096.16.887 331.237.000 4.287.2699.306 第1項 土木管理費 70.777.900.000 16.779.949.377 6.379.477.000 128.726.55 第1項 土木管理費 70.777.900.000 16.779.949.377 3.374.7000 4.282.699.306 第1項 土木管理費 70.777.900.000 16.786.81.736.10 4.790.000 15.790.13 第2項 遠路橋均上方費 9.5268.986.000 177.120.812.189 96.370.372.000 17.968.381.80 第1項 土木管理費 10.744.385.000 10.541.673.610 4.790.000 15.790.13 第2項 遠路橋均上方費 9.5268.986.000 62.545.505.977 32.456.885.000 28.875.02 第3項 河川海岸程 77.695.289.000 13.882.745.41 4.182.000 15.790.13 第2項 遠路機費 77.695.289.000 28.818.028.757 48.183.92.000 39.252.22 第3項 遠路機費 4.789.70.000 3.437.66 2.913.868.000 3.06.005.270.726.099 1.047.072.000 15.790.13 第2項 遠路機費 77.695.289.000 64.973.44 452.24.000 15.790.13 第2項 遠路機費 77.695.289.000 48.71.75.66 2.012.69.000 36.24.69.27 第3項 憲際理費 4.76.84.1000 24.135.800 3.37.79.600 36.24.70 第3項 憲際理費 4.76.84.1000 24.135.800 3.37.796.000 36.24.70 第3項 憲際理費 4.75.84.1000 4.70.75.907.849 4.55.246.000 36.24.00	55 c ±h				137,224,000	105,209,756
第2項 労政雇用費 2,050,366,000 1,42,014,003 742,563.9 第3項 職業能力開発費 2,050,366,000 1,843,991,407 205,374,555 (205,366,000 1,843,991,407 205,374,555 (205,366,000 1,843,991,407 205,374,555 (205,366,000 1,843,991,407 205,374,555 (205,366,000 1,843,991,407 205,374,555 (205,366,000 1,843,991,407 205,374,575 (205,366,100 1,966,279,377 205,374,576,379 381,656,379 381	弗5款					
#68款 産業費						742,563,917
第1項 産業政策費						206,374,593
第2項 産業援興費 1.488,797,689 1.432,803,094 55,994.55 第3項 商業援興費 51,270,197,185 50,288,540,797 981,656.31 第4項 産業立地費 16,592,4603,689 16,922,723,121 29,737,20 29,737,2 37.5	第6款				4,001,000	
第3項 商業援限費						
第5項 観光費 1,703,003,000 1,809,086,611 4,001,000 18,033,31						981,656,388
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##						29,737,248
第1項 農業総務費	なっまん					18,033,389
第2項 地域農政推進費 4.892,008,000 4.194,331,148 600,108,000 97,568.8 第3項 権 経営を費 1,378,580,000 1,231,059,679 44,508,000 103,012,31 第4項 経営を費 3.833,134,000 276,912,874 12,203,17 第6項 畜産業費 814,559,000 809,905,153 4,653,8 第7項 水産業費 6.629,187,000 4,514,043,822 2,074,490,000 40,653,17 第8項 林業費 23,241,050,000 16,779,949,377 6,379,477,000 81,623,65 第9項 機地管理費 2,711,437,000 2,622,699,306 44,911,000 43,826,66 第10項 機地基線整備費 70,777,900,000 46,462,475,492 24,186,698,000 128,726,55 第11項 機地計画費 1,431,856,000 1,096,165,887 331,237,000 4,453,17 第8款 土木費 275,257,386,000 177,120,612,196 96,370,372,000 17,766,381,80 第1項 土木管理費 10,704,436,5000 10,541,673,610 44,790,000 157,901,33 第2項 道路橋りよう費 95,268,966,000 62,545,505,977 32,456,585,000 266,875,07 第3項 河川海岸費 77,695,263,000 28,918,028,757 48,183,982,000 593,252,2 第4項 砂助費 25,916,571,000 17,605,384,173 82,488,180,000 62,398,8 第5項 都市計画費 7,828,047,000 6,270,726,099 1,047,072,000 510,248,96 第6項 建業費 19,064,171,000 18,822,745,414 220,797,000 20,628,51 第7項 交通政策費 27,080,164,000 24,135,877,456 2,913,686,000 30,600,5- 第8項 港湾機理費 419,739,000 367,466,225 52,272,7 第9項 港湾費 10,463,153,000 7,263,482,919 3,174,240,000 25,439,00 第10項 空港費 77,6927,000 649,751,566 80,402,000 46,773,42 第9款 警察費 10,463,153,000 7,263,482,919 3,174,240,000 25,430,00 第10項 空港費 77,6927,000 649,751,666 80,402,000 46,773,42 第1項 警察管理費 47,654,107,000 47,075,907,494 453,246,000 124,953,51 第1項 整務費 129,573,492,000 30,377,916,300 290,876,000 36,420,7 第1項 整育整費 47,654,107,000 47,075,907,494 453,246,000 124,953,51 第1項 整育整費 52,955,898,000 50,864,317,703 1,862,725,000 41,001,31 第1項 整育整費 52,955,898,000 50,864,317,703 1,862,725,000 41,001,31 第1項 整育整校費 12,953,942,000 12,9376,605,003 15,605,500 41,001,31 第1項 整育整校費 12,953,942,000 12,9376,605,003 15,605,500 73,649,2 第3項 高等学校費 12,953,949,000 17,110,153,786 206,538,000 73,649,2	为 /孙				33,001,429,000	26,404,888
第4項 経営普及費					600,108,000	97,568,852
第5項 食品:流通費					44,508,000	103,012,321
第9項 畜産業費 814,559,000 809,905,153 4,653.8* 第7項 水産業費 6,629,187,000 4,514,043,822 2,074,490,000 40,653,65 第9項 株業費 23,241,050,000 16,779,949,377 6,379,477,000 81,623,65 第9項 農地管理費 2,711,437,000 2,622,699,306 44,911,000 43,826,65 第10項 農地基盤整備費 70,777,900,000 46,462,475,492 24,186,698,000 128,726,55 第11項 農地計画費 1,431,856,000 1,096,165,887 331,237,000 4,453,1* 第8款 土木費 275,257,366,000 177,120,612,196 96,370,372,000 1,766,381,80 第1項 土木管理費 10,744,365,000 10,541,673,610 44,790,000 157,901,33 第2項 道路橋りよう費 95,268,966,000 62,545,505,977 32,456,585,000 593,252,2* 第4項 砂防費 77,695,263,000 28,918,028,757 48,183,982,000 593,252,2* 第4項 砂防費 25,916,571,000 17,605,354,173 8,248,818,000 62,398,87 第5項 都市計画費 7,828,047,000 6,270,726,099 1,047,072,000 510,248,97 第9項 達養費 19,064,171,000 18,822,745,414 220,797,000 20,282,55 第7項 交通政策費 27,080,164,000 24,135,877,456 2,913,686,000 30,600,5 第10項 空港費 77,692,700 649,751,566 80,402,000 46,773,44 第10項 空港費 77,692,700 649,751,566 80,402,000 46,773,44 第10項 空港費 77,692,700 649,751,566 80,402,000 46,773,45 第1項 空港費 77,692,700 47,075,907,494 453,246,000 124,374,000 第10項 空港費 77,692,700 47,075,907,494 453,246,000 124,373,610 第10項 空港費 77,692,700 47,075,907,494 453,246,000 124,373,610 第1項 空港費 77,692,700 47,075,907,494 453,246,000 124,953,55 第2項 警察行政費 3,705,213,000 3,377,916,300 290,976,000 36,420,77 第1項 教育総務費 47,654,107,000 47,075,907,494 453,246,000 124,953,55 第2項 警察行政費 3,705,213,000 3,377,916,300 290,976,000 36,420,77 第1項 教育総務費 47,297,80,000 46,673,343,377,916,300 290,976,000 36,420,77 第1項 教育総務費 47,297,80,000 46,673,73,640 15,605,000 16,888,869 第3項 高等学校費 52,955,898,000 50,864,317,703 1,862,725,000 228,855,23 42,939 47,000 124,953,50 124,939,400,00 124,953,50 124,900 124,953,50 124,900 124,953,50 124,939,400 124,953,50 124,900 124,953,50 124,900 124,953,50 124,900 124,953,50 124,900 124,953,50 124,900 124,953,50 124,900 124,953,50 124,900 124,953,50 124,900 124,953,50 124,900 124,953,50 124,900 124,953,50 124,900 124,953,50 124,900 124,953,50 124,900 124,953,50 124,900 124,953,50 124,900 124,953,50 124,900 124,9						
第7項 水産業費 6,629,187,000 4,514,043,822 2,074,490,000 40,653,11 第8項 株業費 23,241,050,000 16,779,949,377 6,379,477,000 81,623,65 第9項 農地管理費 2,711,437,000 2,622,699,306 44,911,000 43,826,65 第10項 農地基盤整備費 70,777,900,000 46,462,475,492 24,186,698,000 128,726,56 第11項 農地計画費 1,431,856,000 1,096,165,887 331,237,000 4453,11 331,237,000 4453,11 345,000 10,541,673,610 44,790,000 157,901,33 第1項 土木管理費 10,744,365,000 10,541,673,610 44,790,000 157,901,33 第2項 道路橋りよう費 95,268,966,000 62,545,505,977 32,456,585,000 266,875,00 第1項 河川海岸費 77,695,263,000 28,918,028,757 48,183,982,000 593,252,2 第4項 沙防費 25,916,571,000 17,605,354,173 8,248,818,000 62,398,87 第6項 建築費 19,064,171,000 18,822,745,414 220,797,000 20,628,56 第7項 交通政策費 27,080,164,000 24,135,877,456 2,913,686,000 30,600,5 第8項 港湾費 419,739,000 367,466,225 25,212,77 第9項 港湾費 77,692,7000 649,751,566 80,402,000 46,773,41 28,937,944 453,246,000 25,430,00 36,103, 26,25 36,227,27 37,363,379,44 453,246,000 36,420,70 36,420,70 37,420,3610 37,430,3610 37,430,361,3610 37,430,361,3610 37,430,361,3610 37,430,361,		第6項 畜産業費				4,653,847
第9項 農地管理費		第7項 水産業費		4,514,043,822		40,653,178
第10項 農地基盤整備費						81,623,623
第11項 農地計画費						
第1項 土木管理費 10,744,365,000 10,541,673,610 44,790,000 157,901,33 第2項 道路橋りょう費 95,268,966,000 62,545,505,977 32,456,585,000 266,875,02 第3項 河川海岸費 77,695,263,000 28,918,028,757 48,183,982,000 593,252,22 第4項 砂防費 25,916,571,000 17,605,354,173 8,248,818,000 62,398,83 第5項 都市計画費 7,828,047,000 6,270,726,099 1,047,072,000 510,248,90 第6項 建築費 19,064,171,000 18,822,745,414 220,797,000 20,628,50 第7項 交通政策費 27,080,164,000 24,135,877,456 2,913,686,000 30,600,50 第8項 港湾販費 419,739,000 367,466,225 52,272,77 第9項 港湾費 776,927,000 649,751,566 80,402,000 46,773,42 第10項 空港費 776,927,000 649,751,566 80,402,000 46,773,42 第1項 警察費 51,359,320,000 50,453,823,794 744,122,000 124,953,50 第2項 警察行政費 3,705,213,000 3,377,916,300 290,876,000 36,420,70 第10款 教育 219,727,122,000 216,992,403,610 2,155,669,000 579,049,38 第10款 教育 26						4,453,113
第3項 道路橋りょう費 95,268,966,000 62,545,505,977 32,456,585,000 266,875,02 第3項 河川海岸費 77,695,263,000 28,918,028,757 48,183,982,000 593,252,26 第4項 砂防費 25,916,571,000 17,605,354,173 8,248,818,000 62,398,83 855項 都市計画費 7,828,047,000 6,270,726,099 1,047,072,000 510,248,90 第6項 建築費 19,064,171,000 18,822,745,414 220,797,000 20,628,56 37項 交通政策費 27,080,164,000 24,135,877,456 2,913,686,000 30,600,5 368,9 港湾費 419,739,000 367,466,225 52,272,77 第9項 港湾費 76,927,000 649,751,566 80,402,000 46,773,45	第8款	土木費				1,766,381,804
第3項 河川海岸費 77,695,263,000 28,918,028,757 48,183,982,000 593,252,24 第4項 砂防費 25,916,571,000 17,605,354,173 8,248,818,000 62,398,83 第5項 都市計画費 7,828,047,000 6,270,726,099 1,047,072,000 510,248,94 第6項 建築費 19,064,171,000 18,822,745,414 220,797,000 20,628,54 第7項 交通政策費 27,080,164,000 24,135,877,456 2,913,686,000 30,600,52 第8項 港湾振興費 419,739,000 367,466,225 2,913,686,000 30,600,52 第9項 港湾費 10,463,153,000 7,263,482,919 3,174,240,000 25,430,00 第10項 空港費 776,927,000 649,751,566 80,402,000 46,773,42 第1項 警察管理費 47,654,107,000 47,075,907,494 453,246,000 124,953,50 第1項 警察行政費 3,705,213,000 3,377,916,300 290,876,000 579,049,38 第1項 教育総務費 4,729,780,000 46,73,173,640 15,605,000 41,001,36 第1項 教育総務費 4,729,780,000 129,370,605,093 1,862,725,000 228,855,25		第1項 土木管理費				157,901,390
第4項 砂防費 25,916,571,000 17,605,354,173 8,248,818,000 62,398,83 第5項 都市計画費 7,828,047,000 6,270,726,099 1,047,072,000 510,248,90 第6項 建築費 19,064,171,000 18,822,745,414 220,797,000 20,628,51 第7項 交通政策費 27,080,164,000 24,135,877,456 2,913,686,000 30,600,57 第8項 港湾振興費 419,739,000 367,466,225 52,272,77 第9項 港湾費 10,463,153,000 7,263,482,919 3,174,240,000 25,430,00 第10項 空港費 776,927,000 649,751,566 80,402,000 46,773,45 第9款 警察費 51,359,320,000 50,453,823,794 744,122,000 161,374,20 第1項 警察管理費 47,654,107,000 47,075,907,494 453,246,000 124,953,50 第2項 警察行政費 3,705,213,000 3,377,916,300 290,876,000 36,420,70 第10款 教育費 219,727,122,000 216,992,403,610 2,155,669,000 579,049,39 第1項 教育総務費 4,729,780,000 4,673,173,640 15,605,000 41,001,30 第3項 高等学校費 129,539,492,000 50,864,317,703 1,862,725,000 228,855,22 第4項 特別支援學校費 <						
第6項 建築費 19,064,171,000 18,822,745,414 220,797,000 20,628,58 第7項 交通政策費 27,080,164,000 24,135,877,456 2,913,686,000 30,600,54 第8項 港湾振興費 419,739,000 367,466,225 52,272,77 第9項 港湾費 10,463,153,000 7,263,482,919 3,174,240,000 25,430,06 第10項 空港費 776,927,000 649,751,566 80,402,000 46,773,45 第9款 警察費 51,359,320,000 50,453,823,794 744,122,000 161,374,20 第1項 警察管理費 47,654,107,000 47,075,907,494 453,246,000 124,953,50 第2項 警察行政費 3,705,213,000 3,377,916,300 290,876,000 36,420,70 第10款 教育総務費 4,729,780,000 4,673,173,640 15,605,000 579,049,38 第1項 教育総務費 4,729,780,000 129,370,605,093 168,886,90 第3項 高等学校費 52,955,898,000 50,864,317,703 1,862,725,000 228,855,29 第4項 特別支援学校費 17,390,341,000 17,110,153,786 206,538,000 73,649,2 第5項 生涯学習推進費 <th></th> <th>第4項 砂防費</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>62,398,827</th>		第4項 砂防費				62,398,827
第7項 交通政策費 27,080,164,000 24,135,877,456 2,913,686,000 30,600,54 第8項 港湾振興費 419,739,000 367,466,225 52,272,77 第9項 港湾費 10,463,153,000 7,263,482,919 3,174,240,000 25,430,00 第10項 空港費 776,927,000 649,751,566 80,402,000 46,773,45 第9款 警察費 51,359,320,000 50,453,823,794 744,122,000 161,374,20 第1項 警察管理費 47,654,107,000 47,075,907,494 453,246,000 124,953,5 第2項 警察行政費 3,705,213,000 3,377,916,300 290,876,000 579,049,39 第1項 教育総務費 219,727,122,000 216,992,403,610 2,155,669,000 579,049,39 第1項 教育総務費 4,729,780,000 4,673,173,640 15,605,000 41,011,36 第2項 小中学校費 129,539,492,000 129,370,605,093 168,886,96 第3項 青等学校費 52,955,898,000 50,864,317,703 1,862,725,000 228,855,29 第4項 特別支援学校費 17,390,341,000 17,110,153,786 206,538,000 73,649,2 第5項 生涯学						510,248,901
第8項 港湾振興費 419,739,000 367,466,225 52,272,77 第9項 港湾費 10,463,153,000 7,263,482,919 3,174,240,000 25,430,00 第10項 空港費 776,927,000 649,751,566 80,402,000 46,773,43 第9款 警察費 51,359,320,000 50,453,823,794 744,122,000 161,374,20 第1項 警察管理費 47,654,107,000 47,075,907,494 453,246,000 124,953,51 第2項 警察行政費 3,705,213,000 3,377,916,300 290,876,000 579,049,38 第1項 教育総務費 219,727,122,000 216,992,403,610 2,155,669,000 579,049,38 第2項 小中学校費 129,539,492,000 129,370,605,093 168,886,90 第3項 高等学校費 52,955,898,000 50,864,317,703 1,862,725,000 228,855,29 第4項 特別支援学校費 17,390,341,000 17,110,153,786 206,538,000 73,649,2 第5項 生涯学習推進費 328,804,000 318,496,807 10,307,19 第6項 文化行政費 1,154,257,000 1,149,395,408 4,861,59						20,628,586
第9項 港湾費 10,463,153,000 7,263,482,919 3,174,240,000 25,430,00 第10項 空港費 776,927,000 649,751,566 80,402,000 46,773,43 第9款 警察費 51,359,320,000 50,453,823,794 744,122,000 161,374,20 第1項 警察管理費 47,654,107,000 47,075,907,494 453,246,000 124,953,51 第2項 警察行政費 3,705,213,000 3,377,916,300 290,876,000 36,420,7 第10款 教育費 219,727,122,000 216,992,403,610 2,155,669,000 579,049,39 第1項 教育総務費 4,729,780,000 4,673,173,640 15,605,000 41,001,36 第2項 小中学校費 129,539,492,000 129,370,605,093 168,886,90 第3項 高等学校費 52,955,898,000 50,864,317,703 1,862,725,000 228,855,29 第4項 特別支援学校費 17,390,341,000 17,110,153,786 206,538,000 73,649,2 第5項 生涯学習推進費 328,804,000 318,496,807 10,307,19 第6項 文化行政費 1,154,257,000 1,149,395,408 4,861,59					2,913,686,000	
第9款 警察費 51,359,320,000 50,453,823,794 744,122,000 161,374,20 第1項 警察管理費 47,654,107,000 47,075,907,494 453,246,000 124,953,50 第2項 警察行政費 3,705,213,000 3,377,916,300 290,876,000 36,420,70 第10款 教育費 219,727,122,000 216,992,403,610 2,155,669,000 579,049,39 第2項 水中学校費 129,539,492,000 129,370,605,093 15,605,000 41,001,36 第3項 高等学校費 52,955,898,000 50,864,317,703 1,862,725,000 228,855,29 第4項 特別支援学校費 17,390,341,000 17,110,153,786 206,538,000 73,649,2 第5項 生涯学習推進費 328,804,000 318,496,807 10,307,19 第6項 文化行政費 1,154,257,000 1,149,395,408 4,861,59					3,174,240,000	25,430,081
第1項 警察管理費 47,654,107,000 47,075,907,494 453,246,000 124,953,50 第2項 警察行政費 3,705,213,000 3,377,916,300 290,876,000 36,420,70 第1項 教育総務費 219,727,122,000 216,992,403,610 2,155,669,000 579,049,38 第1項 教育総務費 4,729,780,000 4,673,173,640 15,605,000 41,001,31 第2項 小中校費 129,539,492,000 129,370,605,093 168,886,90 第3項 高等学校費 52,955,898,000 50,864,317,703 1,862,725,000 228,855,22 第4項 特別支援学校費 17,390,341,000 17,110,153,786 206,538,000 73,649,2 第5項 生涯学習推進費 328,804,000 318,496,807 10,307,19 第6項 文化行政費 1,154,257,000 1,149,395,408 4,861,58						46,773,434
第2項 警察行政費 3,705,213,000 3,377,916,300 290,876,000 36,420,70 第10款 教育費 219,727,122,000 216,992,403,610 2,155,669,000 579,049,38 第1項 教育総務費 4,729,780,000 4,673,173,640 15,605,000 41,001,36 第2項 小中学校費 129,539,492,000 129,370,605,093 1,862,725,000 228,855,29 第3項 高等学校費 52,955,898,000 50,864,317,703 1,862,725,000 228,855,29 第4項 特別支援学校費 17,390,341,000 17,110,153,786 206,538,000 73,649,2 第5項 生涯学習推進費 328,804,000 318,496,807 10,307,19 第6項 文化行政費 1,154,257,000 1,149,395,408 4,861,59	第9款					161,374,206
第10款 教育費 219,727,122,000 216,992,403,610 2,155,669,000 579,049,38 第1項 教育総務費 4,729,780,000 4,673,173,640 15,605,000 41,001,36 第2項 小中学校費 129,539,492,000 129,370,605,093 1,862,725,000 228,855,29 第3項 高等学校費 52,955,898,000 50,864,317,703 1,862,725,000 228,855,29 第4項 特別支援学校費 17,390,341,000 17,110,153,786 206,538,000 73,649,2 第5項 生涯学習推進費 328,804,000 318,496,807 10,307,19 第6項 文化行政費 1,154,257,000 1,149,395,408 4,861,59						124,953,506 36,420,700
第1項 教育総務費 4,729,780,000 4,673,173,640 15,605,000 41,001,36 第2項 小中学校費 129,539,492,000 129,370,605,093 168,886,90 第3項 高等学校費 52,955,898,000 50,864,317,703 1,862,725,000 228,855,29 第4項 特別支援学校費 17,390,341,000 17,110,153,786 206,538,000 73,649,2 第5項 生涯学習推進費 328,804,000 318,496,807 10,307,19 第6項 文化行政費 1,154,257,000 1,149,395,408 4,861,59	第10款	教育費				579,049,390
第3項 高等学校費 52,955,898,000 50,864,317,703 1,862,725,000 228,855,29 第4項 特別支援学校費 17,390,341,000 17,110,153,786 206,538,000 73,649,2 第5項 生涯学習推進費 328,804,000 318,496,807 10,307,19 第6項 文化行政費 1,154,257,000 1,149,395,408 4,861,59					15,605,000	41,001,360
第4項 特別支援学校費 17,390,341,000 17,110,153,786 206,538,000 73,649,2 第5項 生涯学習推進費 328,804,000 318,496,807 10,307,19 第6項 文化行政費 1,154,257,000 1,149,395,408 4,861,59		71- 73 - 1 7 17-73			1 060 705 000	168,886,907
第5項 生涯学習推進費 328,804,000 318,496,807 10,307,19 第6項 文化行政費 1,154,257,000 1,149,395,408 4,861,59						<u>228,855,297</u> 73,649,214
第6項 文化行政費 1,154,257,000 1,149,395,408 4,861,59					200,000,000	10,307,193
・ 選/ほ 保健休音舞 1.051/720.0001 1.020.475.021 I 25.21/1.01		第6項 文化行政費				4,861,592
		第7項 保健体育費	1,954,720,000	1,929,475,021	70.001.000	25,244,979
					70,801,000	19,014,125 7,228,723

第11款	災害復	日費	54,232,443,000	33,173,610,453	20,632,022,000	426,810,547
	第1項	農林水産施設災害復旧費	14,462,511,000	9,501,148,843	4,590,737,000	370,625,157
	第2項	土木施設災害復旧費	39,573,915,000	23,482,911,849	16,041,285,000	49,718,151
	第3項	警察施設等災害復旧費	25,588,000	25,586,565		1,435
	第4項	教育施設災害復旧費	166,100,000	159,634,196		6,465,804
	第5項	社会福祉施設災害復旧費	4,329,000	4,329,000		
第12款	県債費		406,256,609,000	406,256,581,467		27,533
	第1項	<u>県債費</u>	406,256,609,000	406,256,581,467		27,533
第13款	諸支出:	金	91,973,314,000	91,887,698,464		85,615,536
	第1項	公営企業貸付金	21,811,832,000	21,739,832,000		72,000,000
	第2項	雑支出	2,848,461,000	2,834,849,234		13,611,766
	第3項	地方消費税清算金	33,824,908,000	33,824,907,524		476
	第4項	利子割交付金	755,251,000	755,251,000		
	第5項	配当割交付金	450,846,000	450,846,000		
	第6項	株式等譲渡所得割交付金	110,374,000	110,374,000		
	第7項	地方消費税交付金	23,135,428,000	23,135,428,000		
	第8項	ゴルフ場利用税交付金	401,612,000	401,611,676		324
	第9項	自動車取得税交付金	3,077,330,000	3,077,329,656		344
	第10項	軽油引取税交付金	5,556,400,000	5,556,398,283		1,717
	第11項	利子割精算金	721,000	720,091		909
	第12項	特別地方消費税交付金	151,000	151,000		
第14款	予備費		26,621,000			26,621,000
	第1項	予備費	26,621,000			26,621,000
		歳出合計	1,515,554,246,000	1,349,597,098,004	157,978,150,000	7,978,997,996

歳入歳出差引残額

35,581,411,622円

平成24年度新潟県県債管理特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 県債費収入	133,007,305,000	133,007,281,316	△ 23,684
第1項 繰入金	133,007,305,000	133,007,281,316	△ 23,684
歳入合計	133,007,305,000	133,007,281,316	△ 23,684

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	田	円	田	円
第1款 県債費	133,007,305,000	133,007,281,316		23,684
第1項 県債費	133,007,305,000	133,007,281,316		23,684
歳出合計	133.007.305.000	133.007.281.316		23.684

歳入歳出差引残額

0円

平成24年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 地域づくり資金貸付事業収入	2,112,137,000	4,566,737,178	2,454,600,178
第1項 諸収入	723,712,000	1,920,147,645	1,196,435,645
第2項 繰越金	1,388,425,000	2,646,589,533	1,258,164,533
歳入合計	2,112,137,000	4,566,737,178	2,454,600,178

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 地域づくり資金貸付事業費	2,112,137,000	1,675,130,747		437,006,253
第1項 貸付事業費	1,388,425,000	951,418,803		437,006,197
第2項 貸付債権活用事業費	723,712,000	723,711,944		56
歳出合計	2,112,137,000	1,675,130,747		437,006,253

歳入歳出差引残額

2,891,606,431円

平成24年度新潟県災害救助事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	田
第1款 災害救助事業収入	2,610,654,000	2,583,101,651	△ 27,552,349
第1項 国庫支出金	6,059,000	6,059,362	362
第2項 財産収入	384,000	383,372	△ 628
第3項 寄附金	2,550,000	2,550,000	
第4項 繰入金	1,047,613,000	1,016,867,644	△ 30,745,356
第5項 諸収入	37,404,000	38,956,954	1,552,954
第6項 県債			
第7項 分担金及び負担金	1,513,178,000	1,514,819,132	1,641,132
第8項 繰越金	3,466,000	3,465,187	△ 813
歳入合計	2,610,654,000	2,583,101,651	△ 27,552,349

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 災害救助事業費	2,610,654,000	2,579,248,228		31,405,772
第1項 災害救助費	1,876,005,000	1,853,881,644		22,123,356
第2項 基金積立金	347,117,000	337,839,048		9,277,952
第3項 県債費	66,757,000	66,754,076		2,924
第4項 繰出金	320,775,000	320,773,460		1,540
第2款 予備費				
歳出合計	2,610,654,000	2,579,248,228		31,405,772

歳入歳出差引残額

3,853,423円

平成24年度新潟県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額 歳.		予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 母子寡婦福祉資金貸付事業収入	384,806,000	398,975,350	14,169,350
第1項 繰入金	77,145,000	77,145,000	
第2項 諸収入	119,323,000	140,779,653	21,456,653
第3項 県債	154,016,000	154,016,000	
第4項 繰越金	34,322,000	27,034,697	△ 7,287,303
歳入合計	384,806,000	398,975,350	14,169,350

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 母子寡婦福祉資金貸付事業費	384,806,000	363,913,977		20,892,023
第1項 貸付事業費	384,806,000	363,913,977		20,892,023
歲出合計	384 806 000	363 913 977		20 892 023

歳入歳出差引残額

35,061,373円

平成24年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 心身障害児者総合施設事業収入	8,357,000	8,345,947	△ 11,053
第1項 財産収入	168,000	167,947	△ 53
第2項 寄附金	10,000		△ 10,000
第3項 繰入金	8,178,000	8,178,000	
第4項 諸収入	1,000		△ 1,000
歳入合計	8,357,000	8,345,947	△ 11,053

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 心身障害児者総合施設事業費	8,357,000	8,345,947		11,053
第1項 基金積立金	11,000			11,000
第2項 繰出金	8,346,000	8,345,947		53
歳出合計	8,357,000	8,345,947		11,053

歳入歳出差引残額

0円

平成24年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 中小企業支援資金貸付事業収入	33,783,174,000	35,728,556,743	1,945,382,743
第1項 繰入金	5,061,000	5,061,000	
第2項 諸収入	33,025,832,000	33,422,609,433	396,777,433
第3項 繰越金	752,281,000	2,300,886,310	1,548,605,310
歳入合計	33.783.174.000	35.728.556.743	1.945.382.743

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	田	円	田
第1款 中小企業支援資金貸付事業費	33,783,174,000	33,144,752,938		638,421,062
第1項 貸付事業費	808,861,000	173,621,292		635,239,708
第2項 県債費	32,658,700,000	32,655,883,705		2,816,295
第3項 繰出金	315,613,000	315,247,941		365,059
造出合計	33 783 174 000	33 144 752 938		638 421 062

歳入歳出差引残額

2,583,803,805円

平成24年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 林業改善資金貸付事業収入	122,686,000	284,520,404	161,834,404
第1項 繰入金	967,000	967,000	
第2項 諸収入	70,000	61,585,771	61,515,771
第3項 繰越金	121,649,000	221,967,633	100,318,633
第2款 木材産業等高度化推進資金貸付事業収入	121,657,000	95,440,068	△ 26,216,932
第1項 諸収入	63,786,000	41,500,000	△ 22,286,000
第2項 県債	43,000,000	26,200,000	△ 16,800,000
第3項 繰越金	14,871,000	27,740,068	12,869,068
第3款 林業就業促進資金貸付事業収入	2,100,000	18,000,000	15,900,000
第1項 繰越金	2,100,000	18,000,000	15,900,000
歳入合計	246,443,000	397,960,472	151,517,472

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 林業改善資金貸付事業費	122,636,000	48,932,438		73,703,562
第1項 貸付事業費	122,636,000	48,932,438		73,703,562
第2款 木材産業等高度化推進資金貸付事業費	106,786,000	73,150,000		33,636,000
第1項 貸付事業費	86,000,000	52,400,000		33,600,000
第2項 県債費	20,786,000	20,750,000		36,000
第3款 林業就業促進資金貸付事業費	2,100,000			2,100,000
第1項 貸付事業費	2,100,000			2,100,000
第4款 予備費	14,921,000			14,921,000
第1項 林業改善資金予備費	50,000			50,000
第2項 木材産業等高度化推進資金				
予備費	14,871,000			14,871,000
歳出合計	246,443,000	122,082,438		124,360,562

歳入歳出差引残額

275,878,034円

平成24年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業収入	81,145,000	295,622,102	214,477,102
第1項 繰入金	833,000	833,000	
第2項 諸収入	61,000	27,775,149	27,714,149
第3項 繰越金	80,251,000	267,013,953	186,762,953
歳入合計	81,145,000	295,622,102	214,477,102

歳出

	科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
		円	円	円	円
第1款 沿	<u>岸漁業改善資金貸付事業費</u>	81,095,000	15,747,265		65,347,735
第	1項 貸付事業費	81,095,000	15,747,265		65,347,735
第2款 予	備費	50,000			50,000
第	1項 予備費	50,000			50,000
	歳出合計	81,145,000	15,747,265		65,397,735

歳入歳出差引残額

279,874,837円

平成24年度新潟県有林事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 県有林事業収入	124,966,000	123,556,598	△ 1,409,402
第1項 国庫支出金	5,281,000	3,714,450	△ 1,566,550
第2項 財産収入	13,390,000	13,390,100	100
第3項 繰入金	93,442,000	93,436,820	△ 5,180
第4項 県債			
第5項 繰越金	12,107,000	12,107,528	528
第6項 諸収入	746,000	907,700	161,700
歳入合計	124,966,000	123.556.598	△ 1,409,402

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 県有林事業費	123,966,000	115,424,138	4,862,000	3,679,862
第1項 事業費	33,992,000	25,450,664	4,862,000	3,679,336
第2項 県債費	65,974,000	65,973,474		526
第3項 繰出金	24,000,000	24,000,000		
第2款 予備費	1,000,000			1,000,000
第1項 予備費	1,000,000			1,000,000
歳出合計	124,966,000	115,424,138	4.862.000	4.679.862

歳入歳出差引残額

8,132,460円

平成24年度新潟県都市開発資金事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 都市開発資金事業収入	1,434,633,000	938,666,935	△ 495,966,065
第1項 財産収入	1,432,718,000	937,717,735	△ 495,000,265
第2項 繰入金	1,915,000	949,200	△ 965,800
歳入合計	1,434,633,000	938,666,935	△ 495,966,065

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 都市開発資金事業費	1,434,633,000	938,666,935		495,966,065
第1項 事業費	1,915,000	949,200		965,800
第2項 繰出金	1,432,718,000	937,717,735		495,000,265
歳出合計	1,434,633,000	938,666,935		495,966,065

歳入歳出差引残額

0円

平成24年度新潟県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 流域下水道事業収入	14,943,584,000	12,652,802,433	△ 2,290,781,567
第1項 分担金及び負担金	5,251,472,000	5,244,077,882	△ 7,394,118
第2項 使用料及び手数料	619,000	626,560	7,560
第3項 国庫支出金	4,784,589,000	3,158,096,219	△ 1,626,492,781
第4項 財産収入	1,104,000	1,080,467	△ 23,533
第5項 繰入金	1,903,841,000	1,903,841,000	
第6項 諸収入	116,821,000	116,945,104	124,104
第7項 県債	2,260,000,000	1,603,000,000	△ 657,000,000
第8項 繰越金	625,138,000	625,135,201	△ 2,799
歳入合計	14,943,584,000	12,652,802,433	△ 2,290,781,567

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 流域下水道事業費	14,843,218,000	11,890,703,667	2,851,769,000	100,745,333
第1項 管理費	3,586,552,000	3,486,079,411		100,472,589
第2項 建設費	8,572,515,000	5,720,475,242	2,851,769,000	270,758
第3項 県債費	2,684,151,000	2,684,149,014		1,986
第2款 予備費	100,366,000			100,366,000
第1項 予備費	100,366,000		·	100,366,000
歳出合計	14,943,584,000	11,890,703,667	2,851,769,000	201,111,333

歳入歳出差引残額

762,098,766円

平成24年度新潟県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	田	円
第1款 港湾整備事業収入	4,510,966,000	3,781,718,438	△ 729,247,562
第1項 分担金及び負担金	27,680,000	27,244,578	△ 435,422
第2項 使用料及び手数料	1,428,604,000	1,424,609,861	△ 3,994,139
第3項 国庫支出金	60,883,000	60,883,000	
第4項 財産収入	24,194,000	24,195,645	1,645
第5項 繰入金	523,918,000	523,918,000	
第6項 諸収入	33,611,000	33,791,347	180,347
第7項 県債	2,134,000,000	1,409,000,000	△ 725,000,000
第8項 繰越金	278,076,000	278,076,007	7
歳入合計	4,510,966,000	3,781,718,438	△ 729,247,562

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	田
第1款 港湾整備事業費	4,510,813,000	3,665,845,977	576,971,000	267,996,023
第1項 事業費	2,470,922,000	1,625,956,614	576,971,000	267,994,386
第2項 県債費	2,039,891,000	2,039,889,363		1,637
第2款 予備費	153,000			153,000
第1項 予備費	153,000			153,000
歳出合計	4.510.966.000	3.665.845.977	576.971.000	268.149.023

歳入歳出差引残額

115,872,461円

2 監査委員の審査意見

審査の結果

平成24年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額は出納諸帳票等と符合し、歳入 歳出差引残額は指定金融機関等の残高証明の額と符合しており、審査の結果、決算計 数に違算はないものと認めた。

予算の執行、財産の管理等の財務に関する事務については、次の意見のとおり改善 努力を要するもののほか、おおむね適正なものと認めた。

審査の意見

平成24年度一般会計決算額は、歳入では、県税が昨年度に引き続き増加したほか、中越沖地震復興基金貸付金収入や災害復旧事業等の国庫支出金が増加したことなどから、前年度比12.0パーセント増の1兆3,851億7,851万円となり、歳出では、中越沖地震復興基金償還金の増等により公債費が増加したほか、新潟・福島豪雨災害等に係る繰越事業の増により災害復旧事業費が増加したことなどから、前年度比11.0パーセント増の1兆3,495億9,710万円となっている。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、10億 6,225万円の黒字となり、実質単年度収支額も3億8,054万円の黒字となっている。

また、平成24年度における12の特別会計決算額は、県債の償還に伴い県債管理特別会計決算額が増加したことや、中越沖地震被災中小企業復興支援基金貸付金の償還に伴い中小企業支援資金貸付事業特別会計決算額が増加したことなどにより、歳入合計額で前年度比23.5パーセント増の1,944億8,333万円、歳出合計額では前年度比24.2パーセント増の1,875億2,714万円となっている。

決算における財政状況を示す指標を見ると、経常収支比率は93.8パーセントで前年度に比べ0.1ポイント増加し、実質公債費比率についても17.4パーセントと前年度に比べ0.2ポイント増加し、それぞれ悪化している。

県債残高は、総額で2兆6,915億円となっており、547億円減少している。

主な増減内容は、臨時財政対策債残高の664億円の増加と、中越沖地震復興基金分1,200億円の償還による減少であり、臨時財政対策債を除いた残高については、中越沖地震復興基金分を除くとほぼ横ばいの状況にある。

平成24年度の県債償還額の増加は、中越沖地震復興基金償還金による一時的なものであるが、それを除いてもなお、償還額は高水準で推移している。

また、財政調整基金など財源として活用できる主要3基金の合計残高は、前年度より54億円減少し205億円となったものの、財源対策的基金残高全体においては7億円増加し490億円となっている。

これらを踏まえると、経済・雇用対策や災害からの復旧・復興への対応の中で基金 や県債残高において財政面への配慮が認められるものの、財政指標や県債償還額の推 移などから、本県の財政は厳しい状況が続いていると考えられる。

以上のことから、引き続き、県税などの歳入確保はもとより、未利用財産の有効活用など、税外収入の確保にも努めるとともに、内部管理経費の縮減を図り、「選択と集中」による行政のスリム化と効率化の推進にも努められたい。さらに、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等にも配慮しつつ、次の事項について十分留意しながら、将来にわたって安定的な行政運営が確保できる財政構造の構築に取り組まれたい。

1 予算の計画的・効率的な執行

予算の執行に当たっては、厳しい財政状況のもとで最少の経費により最大の効果を上げるため、事業は、本県の発展を図る観点と県民ニーズとを踏まえ費用対効果や優先度を考慮し重点化を図り、実施に際しては、経済性、効率性はもとより有効性にも配慮するとともに、事業効果の検証を確実に行うなど、予算の計画的かつ効率的な執行に努められたい。

2 収入未済額の縮減に向けた取組

収入未済額は、一般会計で前年度に比べ 5 億2,924万円減の50億5,850万円、特別会計では、前年度に比べ3,077万円減の10億8,717万円となっている。

県税収入未済額については、前年度より3億8,322万円減少し、44億3,501万円となり、「新潟県地方税徴収機構」等の取組の成果が認められるところである。

税外収入未済額については、財源確保の観点や公平性及び受益者負担の原則を踏まえ、引き続き「税外債権管理の手引き」を活用した全庁的な取組を進めるとともに、「権利の放棄の議案提出に係る判断基準」の適切な運用を図り、新たな未収金の発生防止や早期回収に努め、収入未済額の縮減に取り組まれたい。

3 公金意識の徹底と内部統制の強化

出納局においては、内部けん制機能の確立のため、全所属に対する会計実地検査、 会計実地指導及び研修等に取り組んできたところである。

しかしながら、旅費等の不正受給、事務処理遅延、積算誤りによる工事等の入札 中止などが発生しており、こうしたことは県行政への信頼を損なうものである。 これらに関しては、職員の公金意識の欠如や内部けん制機能及び相互点検体制がまだ十分に機能していないことが原因と考えられるので、職員の公金意識の徹底を図るとともに、少人数所属におけるチェック体制などの課題も含め、組織としての内部けん制が機能するような執行体制を確立し、会計事務の適正な執行及び物品の適正な管理に一層努められたい。

4 人口問題対策への取組

本県人口は、職業、学業を理由とした若年層の転出超過と合計特殊出生率の低下に見られる少子化傾向により、平成10年以降、減少が続いている。こうした若年層の人口減少により、本県の高齢化率は全国を上回るスピードで上昇している。

このような本県人口動態の特徴を踏まえれば、将来にわたり県民生活を安定的に維持発展させていく上で、若年層の転出超過への対策が喫緊の課題であることから、 県内大学の魅力向上や県内就職を促す若者情報サポートなど、現在の取組を一層推 進する必要がある。

人口問題対策は、多方面の取組が必要なことから、「人口問題対策会議」における総合的な検討に基づき、将来に希望の持てる魅力ある新潟県の実現に向けて、関係部局が一体となった施策展開に取り組まれたい。

5 新エネルギー導入推進と関連産業創出

再生可能エネルギーの固定価格買取制度を契機として全国的にメガソーラー発電所の建設等が急増しており、本県でも新潟県版グリーンニューディール政策により平成22年に稼働した「新潟雪国型メガソーラー発電所」をはじめとして、大規模太陽光発電所のほか風力発電、小水力発電などが設置されている。

これら分散型エネルギー供給体制の構築と併せて、県内企業の関連分野への参入を促進するため、小水力発電等に関する県内企業との共同研究や粟島におけるスマートコミュニティ実証実験、EV・PHVの県内普及施策などの先導的取組を一層進めて、県内における関連産業の育成に努められたい。

6 新潟米のブランド力強化と本県農業の体質強化

新潟米をめぐる環境は、需要量の減少や消費者の低価格志向に加え、他県産米の 品質向上などから、厳しい産地間競争にさらされている。

新潟米がトップブランドとして消費者・実需者の支持を維持し続けるためには、 生産から販売まで一貫して消費者目線に立った施策展開が必要となることから、生 産技術の向上はもとより、区分集荷・販売の取組の強化、さらには新潟米のおいし さをアピールする総合的なイメージ戦略などの一層の推進に努められたい。

併せて、魅力ある本県農業の実現に向けて、農地集積や農業の6次産業化及び輸 出促進など、本県農業の体質強化に関係部局が一体となって取り組まれたい。

7 新幹線の活用による地域活性化に向けた取組

平成27年春に予定されている北陸新幹線の開業により、上越新幹線や在来線への 影響が懸念されるものの、首都圏に加えて関西圏からの誘客効果が期待されている ところであり、これを県全体の地域活性化につなげるため、上越・北陸の両新幹線 を有するメリットを最大限に発揮していく必要がある。

このことから、沿線自治体による地域の観光資源の発掘や関西方面への情報発信等を支援するとともに、戦略的な観光誘客を進めるなど、新幹線活用地域活性化委員会の今後の検討も踏まえ、市町村等と一体となった各種取組の促進に努められたい。

8 社会資本の老朽化対策

笹子トンネルの崩落事故以降、高度経済成長期に整備された社会資本の老朽化及び安全性確保への関心が高まっており、今後これらの施設更新等の急増が見込まれている。

本県においても施設の安全性確保と機能維持は喫緊の課題であることから、定期的かつ的確な点検・診断を行うとともに、予防保全的管理の導入や施設の長寿命化による、トータルコストの縮減を目指した維持管理計画の策定を着実に進められたい。

また、施設の維持管理及び更新に当たっては、当該計画に基づき、財政負担の平 準化にも配慮しつつ、適切かつ持続的に行われるように努められたい。

併せて基幹的農業水利施設についても、将来の維持管理や施設更新が土地改良区等の施設管理者にとって課題となっていることから、県と地域が一体となった維持管理体制の充実強化にも引き続き取り組まれたい。

上記のほか、定期監査において会計事務処理、財産・物品の管理及び交通事故防止などに関して是正、改善等を求めた事項については、それぞれ適切に対応されたい。

一般競争入札の中止について(公告)

平成25年11月29日付けで公告した「原子力災害用防護資機材」における「防護服(アノラック型)の購入」について、仕様書の見直しが必要となったため、入札を中止する。

平成25年12月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、原子力災害用防護資機材について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

平成25年12月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量

防護服(アノラック型) 3,096着

- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期限

平成26年3月31日(月)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成26年1月31日(金) 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

平成26年2月3日(月) 午後1時30分 新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成26年1月27日(月)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。なお、新潟県物品入札参加資格者で、資格審査申請時等に誓約書(物品入札参加資格審査申請書第1号様式別紙8)を提出している者は提出不要とする。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を 行うこと。

(8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った 者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年1月新潟県告示第209号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Anorak protective apparel [3,096] units

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00P.M. January 27, 2014

(3) Date of bid opening:

1:30P.M. February 3, 2014

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950 - 8570

JAPAN

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、感染予防無菌装置について、次のとおり一般 競争入札を行う。

平成25年12月27日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量

感染予防無菌装置 2式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年3月31日(月)

(4) 納入場所

新潟県立中央病院 東3病棟

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当 該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするの で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を 有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成26年1月10日(金)午前11時00分

4 入開札の日時及び場所

平成26年1月17日(金)午前9時30分

新潟県立中央病院講堂1

- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金 免除する。
 - (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記 3 (3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の 規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす る。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

新潟県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、平成25年11月22日付け新潟県選挙管理委員会告示第67号の一部を次のとおり改める。

平成25年12月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成25年12月4日

政治団体の名称 わたなべ英明応援団

(報告年月日平成25年5月31日)中

項目	訂 正 後	訂 正 前
2 支出総額	1,854,550 F	1,980,550 円
5 支出の内訳		
政治活動費	615, 924 F	741,924 円
その他の経費	0 F	126,000 円
合 計	1,854,550 F	1,980,550 円

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第121号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第1条の規定により、平成26年中の技能検定員審査を次のとおり行う。

平成25年12月27日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

1 審査の種類、期日及び申請期間

審査の種類	回数別	審査期日	申請期間
		4月21日(月)から4月25日(金)	3月13日 (木) から3月27日
技能検定員審査 (普通)	第1回	までの5日間	(木) までの間
技能検定員審査 (大型二種)		(午前9時から午後5時まで)	
技能検定員審査 (中型二種)		11月17日(月)から11月21日(金)	9月11日 (木) から9月25日
技能検定員審査 (普通二種)	第2回	までの5日間	(木) までの間
		(午前9時から午後5時まで)	
技能検定員審査 (大型)		5月19日(月)から5月23日(金)	4月1日 (火) から4月11日
技能検定員審査 (中型)	第1回	までの5日間	(金) までの間
技能検定員審査(大特)		(午前9時から午後5時まで)	
技能検定員審査(大自二)		10月6日(月)から10月10日(金)	7月24日 (木) から8月7日
技能検定員審査 (普自二)	第2回	までの5日間	(木) までの間
技能検定員審査 (牽引)		(午前9時から午後5時まで)	

2 審査の場所

新潟県北蒲原郡聖籠町東港7丁目1番地1

新潟県警察本部交通部運転免許センター

3 受審者の資格

受審者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 25歳以上の者であること。
- (2)審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(技能検定員審査(大型二種)を受審する場合は大型二種免許、技能検定員審査(中型二種)を受審する場合は大型二種免許又は中型二種免許、技能検定員審査(普通二種)を受審する場合は大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許)を現に有する者であること(運転免許の効力停止中の者を除く。)。
- (3) 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2第4項第2号ロからホまでのいずれにも該当しない者であること。
- (4) 対応する第一種の運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者であること(技能検定員審査 (大型二種)、技能検定員審査(中型二種)又は技能検定員審査(普通二種)を受審する場合に限る。)。

4 審査細目

審査は、次の細目(細目の一部を免除される者は、免除細目以外の細目)について行う。

- (1) 技能検定員審査 (普通)、技能検定員審査 (大型)、技能検定員審査 (中型)、技能検定員審査 (大特)、技能検定員審査 (大自二)、技能検定員審査 (普自二)及び技能検定員審査 (牽引)
 - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能(実技)
 - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能(実技)
 - ウ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項(論文)
 - エ 自動車教習所に関する法令についての知識 (論文)
 - オ 技能検定の実施に関する知識(論文)
 - カ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 (論文)
- (2) 技能検定員審査 (大型二種)、技能検定員審査 (中型二種) 及び技能検定員審査 (普通二種)
 - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能(実技)
 - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能(実技)
 - ウ 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識 (論文)
 - エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 (論文)
- 5 審査の申請手続

技能検定員審査申請書に次の書類を添付し、申請期間内に新潟県警察本部交通部運転免許センター経由で申請すること。

- (1) 審査に用いられる自動車を運転することができる自動車の運転免許証の写し
- (2) 審査細目の一部を免除される者は、当該審査細目の一部を免除される者であることを証する書面
- (3) 技能検定員審査 (大型二種)、技能検定員審査 (中型二種) 又は技能検定員審査 (普通二種) を受審する者 は、対応する第一種の運転免許に係る技能検定員資格者証の写し
- 6 審查手数料

審査手数料は、新潟県収入証紙により納入すること。

7 本審査に関する問合せ先

新潟県警察本部交通部運転免許センター教習所係

電話番号 025-256-1212 内線 258

◎新潟県公安委員会告示第122号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第10条の規定により、平成26年中の教習指導員審査を次のとおり行う。

平成25年12月27日

新潟県公安委員会

委員長 小林 章

1 審査の種類、期日及び申請期間

審査の種類	回数別	審査期日	申請期間
		3月3日(月)から3月7日(金)	1月23日(木)から2月6日
	第1回	までの5日間	(木) までの間
教習指導員審査 (普通)		(午前9時から午後5時まで)	
教習指導員審査 (大型二種)		6月30日(月)から7月4日(金)	4月28日(月)から5月8日
教習指導員審査(中型二種)	第2回	までの5日間	(木) までの間
教習指導員審査 (普通二種)		(午前9時から午後5時まで)	
		10月27日 (月) から10月31日 (金)	8月27日 (水) から9月10日
	第3回	までの5日間	(水)までの間
		(午前9時から午後5時まで)	
教習指導員審査 (大型)		5月12日(月)から5月16日(金)	4月1日(火)から4月11日
教習指導員審査 (中型)	第1回	までの5日間	(金) までの間
教習指導員審査 (大特)		(午前9時から午後5時まで)	
教習指導員審査 (大自二)		9月29日(月)から10月3日(金)	7月24日 (木) から8月7日
教習指導員審査 (普自二)	第2回	までの5日間	(木) までの間
教習指導員審査 (牽引)		(午前9時から午後5時まで)	

2 審査の場所

新潟県北蒲原郡聖籠町東港7丁目1番地1 新潟県警察本部交通部運転免許センター

3 受審者の資格

受審者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 21歳以上の者であること。
- (2) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(教習指導員審査(大型二種)を受審する場合は大型二種免許、教習指導員審査(中型二種)を受審する場合は大型二種免許又は中型二種免許、教習指導員審査(普通二種)を受審する場合は大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許)を現に有する者であること(運転免許の効力停止中の者を除く。)。
- (3) 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の3第4項第2号ロ及びハに該当しない者であること。
- (4) 対応する第一種の運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者であること (教習指導員審査 (大型二種)、教習指導員審査 (中型二種) 又は教習指導員審査 (普通二種) を受審する場合に限る。)。
- 4 審査細目

審査は、次の細目(細目の一部を免除される者は、免除細目以外の細目)について行う。

- (1) 教習指導員審査 (普通)、教習指導員審査 (大型)、教習指導員審査 (中型)、教習指導員審査 (大特)、教習指導員審査 (大自二)、教習指導員審査 (普自二) 及び教習指導員審査 (牽引)
 - ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能(実技)
 - イ 技能教習に必要な教習の技能(面接)
 - ウ 学科教習に必要な教習の技能(面接)
 - エ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 (論文)
 - オ 自動車教習所に関する法令についての知識 (論文)
 - カ 教習指導員として必要な教育についての知識 (論文)
- (2) 教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査(普通二種)
 - ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能(実技)
 - イ 技能教習に必要な教習の技能(実技)
 - ウ 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識 (論文)
- 5 審査の申請手続

教習指導員審査申請書に次の書類を添付し、申請期間内に新潟県警察本部交通部運転免許センター経由で申請すること。

- (1) 審査に用いられる自動車を運転することができる自動車の運転免許証の写し
- (2) 審査細目の一部を免除される者は、当該審査細目の一部を免除される者であることを証する書面
- (3) 教習指導員審査 (大型二種)、教習指導員審査 (中型二種) 又は教習指導員審査 (普通二種) を受審する者 は、対応する第一種の運転免許に係る教習指導員資格者証の写し
- 6 審査手数料

審査手数料は、新潟県収入証紙により納入すること。

7 本審査に関する間合せ先

新潟県警察本部交通部運転免許センター教習所係

電話番号 025-256-1212 内線 258